

米子市上下水道局揭示第6号

簡易公募型プロポーザル方式に係る手続の執行について

簡易公募型プロポーザルを行うので、次のとおり公告する。

令和8年8月31日

米子市上下水道事業管理者

上下水道局長 下 関 浩 次

1 プロポーザル手続の概要

- (1) プロポーザル手続の内容
米子市下水道事業における水の官民連携発注支援業務に係る企画の提案
- (2) 対象となる業務の名称
米子市下水道事業における水の官民連携発注支援業務
- (3) 業務の履行期限
令和9年3月31日
- (4) 提案上限額
30,824,200円（消費税及び地方消費税に相当する額を含む。）

2 参加資格

委託業務について行うプロポーザル方式に係る手続（以下「プロポーザル手続」という。）に参加することができる者は、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 令和8年度米子市建設工事入札参加資格者名簿（建設コンサルタントに限る。）に登録されていること。
- (2) 平成28年4月1日以降に、下水道事業を実施する地方公共団体（人口が14万人以上のものに限る。）等が発注した、導入可能性調査業務、発注支援業務等、下水道包括的民間委託に関する業務を受注した実績があること。
- (3) 受注者は、管理技術者、担当技術者及び照査技術者をもって、秩序正しく業務を行わせるとともに、高度な技術を要する部門については、相当の経験を有する担当技術者を配置すること。
- (4) 管理技術者は、本業務の統括管理及び下水道に係る一体とした総合的な事業検討が求められることから、下水道包括的民間委託導入可能性調査業務、発注支援業務又は類似調査・計画・支援業務の担当実績を有し、かつ技術士（総合技術監理部門：上下水道、又は上下水道部門：下水道）、あるいはRCCM（下水道部門）を取得している者を配置すること。
- (5) 担当技術者及び照査技術者は、下水道に係る一体とした総合的な事業検討が求められることから、下水道包括的民間委託導入可能性調査業務、発注支援業務又は類似調査・計画・支援業務の担当実績を有している、又は技術士（総合技術監理部門：上下水道、又は上下水道部門：下水道）、あるいはRCCM（下水道部門）を取得している者を配置すること。
- (6) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (7) 米子市が定める指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
- (8) 破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (9) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）でないこと。
- (10) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させていないこと。

3 審査方法

提出された書類について審査を行い、技術提案書等の内容を基に、米子市及び米子市上下水道局の職員で構成するプロポーザル選考委員会において下記の配点基準により採点し、優先交渉権者及び次点者を選定する。

なお、参加申込者が1社の場合は、審査の結果、当該参加申込者に係る技術提案書等の内容が一定の評価点数を超えたときに限り、当該参加申込者を優先交渉権者として選定する。

4 手続等

(1) 担当部局（書類の提出先及び問合せ先）

郵便番号 683-0834 鳥取県米子市内町172番地1

米子市上下水道局下水道整備課

電話番号 0859-34-1301

電子メールアドレス seibi@city.yonago.lg.jp

(2) 米子市下水道事業における水の官民連携発注支援業務簡易公募型プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）の交付

実施要領は、令和8年8月31日（月）から9月9日（水）までの間に、米子市上下水道局ホームページ（<https://www.city.yonago.lg.jp/suido/>）から入手するものとする。ただし、これにより難しい場合は、次により直接交付するものとする。

ア 交付期間

令和8年8月31日（月）から9月9日（水）までの日（日曜日及び土曜日並びに天皇の即位の日及び即位礼正殿の儀の行われる日を休日とする法律（平成30年法律第99号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時まで

イ 交付場所

(1)に同じ。

(3) 参加申込書の提出

ア 提出方法

本プロポーザルへの参加を希望する者は、実施要領に基づき参加申込書を作成し、これを持参、又は郵送すること。

イ 提出場所

(1)に同じ。

ウ 提出期限

令和8年9月9日（水）午後5時（郵送の場合は、この期限までに到着したものに限り、受け付ける。）

(4) 技術提案書等の提出

ア 提出方法

参加申込書を提出した者は、実施要領に基づき技術提案書等を作成し、これを持参、又は郵送すること。

イ 提出場所

(1)に同じ。

ウ 提出期限

令和8年9月18日（金）午後5時（郵送の場合は、この期限までに到着したものに限り、受け付ける。）

5 契約の締結

審査の結果選定された優先交渉権者と、委託業務の処理に係る契約の締結のための交渉を行う。ただし、優先候補権者との間で当該契約を締結することができない場合は、次点者と該当交渉を行う。

6 その他

プロポーザル手続の執行に関し、この公告に記載のないものは、実施要領によるものとする。